

(様式-1)

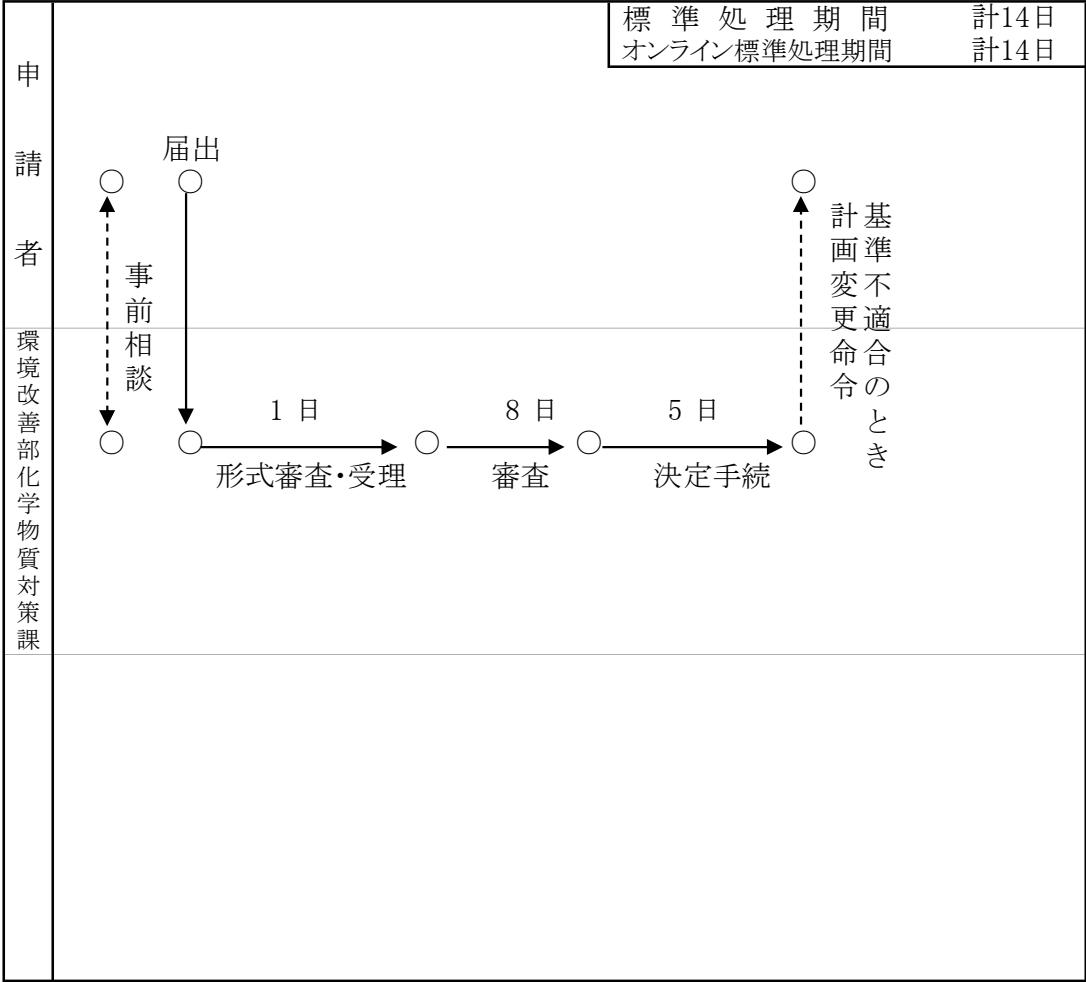
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371～4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壤汚染対策法施行規則第48条、第49条に基づき審査します。
4	決定手続	届出内容が法に適合している場合は、台帳を訂正します。
備考	届出内容が土壤汚染対策法施行規則第53条の環境省令で定める基準に適合していないと認める場合には、計画変更命令を発出する場合があります。	